

令和7年11月21日

【文部科学省】

【概要書】

独立行政法人日本学術振興会
令和6年度特定公募型研究開発業務
(地域中核・特色ある研究大学強化促進
事業)に関する報告書及び同報告書に
付する文部科学大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和6年度「特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）」に関する国会報告の概要

（基金の執行状況及び管理状況）

- 地域中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援するため、令和4年度補正予算により基金を造成し、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」を創設した。
- 令和6年度は、令和5年度に採択した12大学への支援等を行い、251億円を支出するとともに、新たに公募及び審査を行い、13機関の採択を決定した。
- 基金の残額 1,247 億円（令和6年度末現在）は令和7年度以降の業務に充当予定。

（文部科学大臣の意見案の概要）

- 透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。
- 文部科学省と定期的に協議を行いつつ、令和5年度採択大学に対する支援を行うとともに、令和6年度公募及びその審査を行い13機関の採択を決定するなど、着実に事業を実施した。
我が国の研究力向上の実現に向け、引き続き、採択大学の戦略の実現に向けた支援を着実に実施することが必要である。
- 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第3項の規定により読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。